

株式会社 森野組 行動計画（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間

2. 内 容

目 標 1： 労働者が子供の看護のための休暇を取得できる制度の導入
(看護休暇取得対象者を小学校就学前から中学校就学前までに引上げ)

<対策>

令和2年10月	社員会議において趣旨説明及び社員の意見徴収
令和3年1月	社内掲示により社員への周知啓発を図る
令和3年4月～	看護休暇取得対象者を中学校就学前までに引上げの実施 毎年3月に取得状況の把握を行う

目 標 2： 所定外労働削減のための措置

<対策>

令和2年10月	所定外労働時間の把握をする
令和2年10月～	ノー残業デー（目標；月2回）を実施する
令和3年4月	所定外労働時間の内容について検討する
令和3年7月	社員会議において、所定外労働時間の削減について職員に計る